



平成30年3月22日

各位

会社名 株式会社タチエス
代表者名 代表取締役社長 中山 太郎
(東証第一部・コード7239)
問合せ先 総務部 総務課
(TEL: 042-546-8111)

配当方針の変更に関するお知らせ

当社は、平成30年3月22日開催の取締役会において、配当方針の変更を決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 配当方針の変更について

当社は、現行の配当方針のもと、企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定した配当を実施してまいりました。この度、より利益還元の姿勢を明確にすべく、配当性向の目標を新たに設定した積極的な配当方針へ変更し、更なる経営基盤の強化に努めてまいります。

(変更前)

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

内部留保金につきましては、研究開発やグローバルな事業展開に向けた投資等に活用し、中長期的な利益確保と財務体質の強化を図ってまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主総会決議をもって実施する期末配当と合わせ、年2回の配当を行うことを基本としております。

(変更後)

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定的な配当の維持を基本としております。

内部留保金につきましては、研究開発やグローバルな事業展開に向けた投資等に活用し、中長期的な利益確保と財務体質の強化を図ってまいります。

配当性向につきましては、当面の間、一株当たりの年間配当が前期を下回らないことを前提とした上で、業績及び財務状況、経営環境等を総合的に勘案しながら段階的に向上させ、20%程度に引き上げることを中期的な目標といたします。

なお、当社は、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間、期末の年2回、配当を行うことを基本としております。

2. 実施時期

平成30年3月期の期末配当より適用いたしますが、その詳細につきましては現在精査中であり、内容判明次第速やかに公表することといたします。

以上